

社団法人 愛知電業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人愛知電業協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中区栄三丁目15番27号におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、電気工事に関する諸問題について、調査研究し、経営の合理化ならびに技術の向上および交流を図り電気工事の安全かつ適正なる施工を確保するとともに、社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 電気工事技術の総合的調査、研究および発表
- (2) 電気工事に関する総合的合理化の研究および発表
- (3) 電気工事に関する技術資料の収集、指導および教育
- (4) 電気工事に関する法令の普及徹底および教育の実施
- (5) 電気工事に関する経営改善のための調査、研究および発表
- (6) 官公庁その他関係機関に対する要望、建議およびその諮問に対する答申
- (7) 電気工事に関する技能の向上および能率の増進に寄与するための教育の実施に関する次に掲げるもの
 - イ 講演会、視察および講習会の開催
 - ロ 出版物の刊行ならびに記録映画およびテープの作成
 - ハ 熟練工員の養成
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

この法人の事業に賛同し、愛知県内において電気工事を主体として営む個人または法人。

(愛知県内に支店・営業所を有する者を含む)

(2) 賛助会員

この法人の事業に賛同し協力する者で総会において推薦されたものとする。

(3) 名誉会員

この法人に功労があった者または学識経験者で総会において推薦された者。

(会 費)

第6条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込者を会長に提出し、理事会にはかり総会の承認を得なければならない。

この場合1月以内に別に定める入会金を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2. 個人である会員が死亡し、または法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

ただし、総会は、当該議決の前に当該会員の弁明する機会を与えなければならない。

(1) 会費を1年以上納入しないとき

(2) この法人の名誉をき損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第10条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

第4章 役員

(種別および選任)

第11条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 理事(会長および副会長を含む) 16名以上20名以内

(4) 監事 2名

2. 役員は総会において選任する。

3. 会長および副会長は、理事の互選により定める。

4. 理事のうち1名を専務理事とする。

5. 理事のうち1名を必要に応じて常務理事とすることができる。

6. 専務理事および常務理事は、理事会で定め、総会の承認を得るものとする。

7. 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づいて会務を執行する。

4. 専務理事は、常勤とし、会長および副会長を補佐し、常時会務をする。

5. 常務理事は、常勤とし、専務理事を補佐し、専務理事に事故があるときは、その職務を代行する。

6. 監事は、民法第59条の職務を行い、かつ理事会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし補欠または増員により選任され

た役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2．役員は、再任されることができる。

3．役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第14条 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は、総会の議決により、解任することができる。

(相談役および顧問)

第14条の2 この法人に、相談役および顧問を置くことができる。

2．相談役および顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3．相談役及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

(種 別)

第15条 この法人の会議は総会および理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2．理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第17条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2．理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第18条 通常総会は、決算終了後2月以内に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または総会員の3分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3. 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して、請求があったとき開催する。

(召 集)

第19条 会議は、会長が召集する。

2. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに開催の日時および場所を示して、開会の日の10日前までに文書を持って通知しなければならない。

(議 長)

第20条 総会および理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第21条 会議は総会においては会員の3分の2、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第22条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員または理事は、代理人をもって表決に参加することができる。

ただし、行使の委任状を提出しなければならない。

(議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなけれ

ばならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会員または理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名
(書面表決者および表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 . 議事録には、議長および出席した会員または理事の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 2 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 2 6 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 2 7 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第 2 8 条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支は、年度終了後 1 月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 2 9 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の同意を経、愛知県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第31条 この法人は、民法68条第1項第2号から第4号までおよび同条第2項の規程により解散する。

2. 総会の議決により解散する場合は、総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、愛知県知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする

第8章 雑則

(委任)

第32条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

昭和45年12月26日 制定

昭和47年 1月19日 一部改定

昭和47年 7月19日 一部改定

昭和54年 6月30日 一部改定

昭和55年12月10日 一部改定

昭和58年 7月12日 一部改定

平成 2年 8月13日 一部改定

平成11年 6月14日 一部改定

附則

この定款の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施工する。

ただし、施工日現在の役員である者の任期は、平成12年5月28日までとする。

平成11年6月14日 認可